

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
むつ市	むつ市	平成 28 年度から令和 2 年度	平成 28 年度から令和 2 年度

1 目標の達成状況

(ごみ処理) 指 標

指 標	現状 (割合※1) (令和 年度)	目標 (割合※1) (令和 年度) A	実績 (割合※1) (令和 年度) B	実績/目 標※2	
排出量	事業系 総排出量	t	t (%)	t (%)	%
	1 事業所当たりの排出量	t	t (%)	t (%)	%
	生活系 総排出量	t	t (%)	t (%)	%
	1 人当たりの排出量	kg/人	kg/人 (%)	kg/人 (%)	%
合 計 事業系生活系総排出量合計	t	t (%)	t (%)	%	
再生利用量	直接資源化量	t (%)	t (%)	t (%)	%
	総資源化量	t (%)	t (%)	t (%)	%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	MWh	MWh	MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	t (%)	t (%)	t (%)	%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成27年度)	目 標 (令和3年度) A	実 績 (令和3年度) B	実績/目 標※3	
総人口	60,204 人	55,758 人	54,364 人	—	
公共下水道	汚水衛生処理人口	10,099 人	15,505 人	11,709 人	29.8%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	16.8%	27.8%	21.5%	42.7%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	210 人	226 人	157 人	-331.3%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.3%	0.4%	0.3%	0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	14,392 人	16,292 人	15,967 人	82.9%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	23.9%	29.2%	29.4%	103.8%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	35,503 人	23,735 人	26,531 人	76.2%

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況施策種別

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの						
処理体制の構築、変更に関するもの						
処理施設の整備に関するもの		浄化槽設置整備事業	むつ市	浄化槽の普及を図り、公共用水域の水質汚濁の軽減、水洗化の促進、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	平成28年度 ～ 令和2年度	平成28年度：28基 平成29年度：25基 平成30年度：29基 令和元年度：19基 令和2年度：9基 計：110基
施設整備に係る計画支援に関するもの						
その他						

3 目標の達成状況に関する評価

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間について、公共下水道や集落排水施設の対象地区以外の合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付し、合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質汚濁防止に努めた。

達成状況について、浄化槽の設置基数は、計画基数 265 基に対して実績は 110 基となり、達成率は 41.5%となった。汚水衛生処理人口は目標の 16,292 人に対し、実績は 15,967 人となり、達成率 98.0%となった。汚水処理人口普及率は目標の 29.2%に対し、実績は 29.4%となり、達成率は 100.7%となった。

浄化槽設置整備事業について、設置基数は達成率 41.5%にとどまったものの、汚水衛生処理人口及び汚水処理人口普及率は概ね 100%の達成率となったことから、目標を達成することができたと考える。

現在も令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画期間とし浄化槽設置整備事業を進めているところであるが、今後も、残る未処理人口の解消に向け、広報やホームページを活用し積極的・効率的に事業を進め、引き続き浄化槽の普及促進に努め、公共用水域の水質保全を図っていく。

(都道府県知事の所見)

浄化槽設置基数及び合併処理浄化槽等の汚水衛生処理人口は目標を達成できなかったものの、合併処理浄化槽等の汚水処理人口普及率は目標を達成しており、未処理の汚水処理人口の解消について、一定の進捗があったと評価できる。

今後も浄化槽設置整備事業を着実に実施し、計画的・効率的に浄化槽の普及を進めるとともに、生活環境の保全に係る啓発等の取組を進め、残る未処理人口の早期解消及び生活環境の保全に努めていくことが重要と考える。